

に関する例 奥(奥)

(6) その他 北(北)

(注) (イ) 教科用図書検定基準内規(昭和33年12月)には、次のよう
にある。

「当用漢字別表」(昭和23年2月16日内閣告示第1号)に示
されている漢字の教科書体活字の字体は、原則として、「当
用漢字字体表」(昭和24年4月28日内閣告示第1号)の表に
示されている形による。ただし、次に示すものについては、
ここに示す形による。

ア) 人 入 北 均 七 切 改 の7字

イ) 予 手 令 言 の4字およびこれが部分となっ
ている漢字

ウ) 之 ネ 祢 百 然 空 兀

「当用漢字別表」に示されている漢字以外の当用漢字の字体
も、「当用漢字字体表」の表に示されている形によるが、上に
示すものを参考にしてこれに修正を加えることが望ましい。

第2 送りがなのつけ方について

1 方針について

(1) 訓令に「当用漢字・現代かなづかい制定の趣旨の徹底を図るため
には、さらに送りがなのつけ方を整理して、その標準を定めることが必
要である。」とある。

(2) 告示の「前文」に現代国語を書き表わすため各行政機関においてよ
べき送りがなのつけ方の標準を、次のように定めた。」とある。

(3) 告示の「まえがき」に

「1 この「送りがなのつけ方」は、現代口語文を書く場合の送りが
なのつけ方のよりどころを示したものである。

2 この「送りがなのつけ方」は、

(1) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。

1 方針について

(1) まず送りがなとはどういうものであるかということをはっきりとすべきである。たとえば、通則5(例「黄ばむ」)、通則12(例「積極的だ」)、通則21(例「一つ」)などは、送りがなかどうか疑問である。

(2) 告示の「まえがき」2の、方針の、3か条が並列的に掲げているところに問題があるので、たとえば、(1)を原則とし、(2)、(3)をただし書きとするように改めるべきである。

(3) 全体的にあって送りすぎている傾向があるので、告示の「まえがき」2の「これを含む語」を削除すべきである。また(2)(例「聞こえる」)の適用を最小限にとどめる旨を明らかにすべきである。

(4) 送りがなの法則は、慣用例にこだわらず合理的な原則に貫かれた、

- (2) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
- (3) 慣用が固定していると認められるものは、それに従う。
の3か条を方針として定めたものである。」
とある。

2 内容について

26の通則によって、個々の内容を定め、便宜上、品詞別に配列してある。

- (注) (ア) 昭和40年12月9日第7期国語審議会総会での「審議経過報告」には、(1) 送っているものを送らないようにしたいものとして「並，譽」など8例、(2) 2字送っているものを1字だけ送るようにしたいものとして「明り，預り」など30例があがっている。
- (イ) 内閣法制局「法令用語の送りがなのつけ方」(昭和34.12.4法制局総発第134号)は法律案および政令等の起案に関し、この「送りがなのつけ方」の特例として定めたものであって、事後の新たな法律または政令を制定する場合には、これによることはもちろん、既存の法律または政令を改正する場合(文語体の法律・勅令を文語体で改正する場合を除く。)にも同様とすることとしたものである。
- (ウ) 「法令用語の送りがなのつけ方」は、名詞に関する次の2項について、「送りがなのつけ方」の許容によることにしている。
通則17のただし書きの場合、送りがなを次の例のように

直ちに活用できるような簡明なものとするべきである。

- (5) 例外や許容事項が多すぎるので、なるべく本則だけにし、使いやすくすべきである。
- (6) 「送りがなのつけ方」が形式的には、学校教育に適用されていない。このため、全体としての統一がなく、当該教科書において不統一がなければよいことになっている。また、新聞によっては、必ずしもこの「送りがなのつけ方」によっていないものもある。これらの点は「送りがなのつけ方」の内容に問題があるからではないか。

2 内容について

- (1) 通則 1 のただし書き(例 行なう), 通則 6 (例 移り変わる), 通則 9 (例 勇ましい), 通則 11 (例 聞き苦しい), 通則 16 のただし書き(例 後ろ)は, 送りすぎである。
- (2) 複合名詞 (通則 19) (例 見送り, 掛け図) の中には慣用が固定しているものと認めて, 誤読・難読のおそれのあるものを除き, 通則 20 に入れて送りがなをつけないようにすべきである。

省く。…… 現れ、行い などとする。

通則 19 のただし書きの場合、送りかなを次の例のように

省く。…… 言渡し、打合せ などとする。

通則 20 については、複合名詞にさらに名詞が加わった語は、誤読・難読のおそれのあるもののほかは、「慣用が固定しているものと認められる」ものに該当するものと考えられるとしている。

第3 現代かなづかい

内容上の問題点について

- (1) 訓令に、「国語を書きあらわす上に、従来のかなづかいは、はなはだ複雑であって、使用上の困難が大きい。これを現代語音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に資するところが大きい。」とある。
 - (2) 告示の「前文」に「現代国語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める。」とある。
 - (3) 告示の「まえがき」に、「このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。」
「このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。」
「原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。」とある。
 - (4) 内容は新旧かなづかいを対照した四つの表、33の細則(注意2、備考10を含む。)で、個々の発音に対して用いるかなを示している。
- (注) 国語審議会において現代かなづかいの適用上の諸点について審議し、その結果を昭和31年7月5日「正書法について」として文部大臣に報告している。

第4 その他上記に関連する事項について

国語施策の普及 その他について

内容上の問題点について

- (1) 現代語音とはどのようなものかを、明確にすべきである。
- (2) 旧かなづかいとの関連において説明されている部分があるので、この点を検討すべきである。
- (3) 助詞の「を」は「を」と書き(細則第1)、「は」「へ」は、それぞれ「は」「へ」と書くことを本則としている(細則第4, 第8)が、これについて、(ア)現状を維持すべきである。(イ)「を」はそのままとし、「は」「へ」を「わ」「え」と書くことにしてはどうか、(ウ)「を」「は」はそのままとし、「へ」を「え」と書くようにしてはどうか、(エ)「を」「は」「へ」を「お」「わ」「え」と書くようにしてはどうかなどの意見がある。
- (4) 「ぢ・づ」は「じ・ず」と書く(細則第3)が、例外として「2語の連合」「同音の連呼」によって生じた「ぢ・づ」は「ぢ・づ」と書くことになっている(細則第3 ただし書き)が、語によっては、どちらを書いてよいか、はっきりしないものがある。
- (5) 「氷」「大きい」などは、「オに発音されるほは、おと書く。」(細則第9)を適用して「こおり」「おおきい」などと書くことになっているが、発音上からオ列長音と見ることもできるので、「こうり」「おうきい」などと書いてもよいのではないか。

国語施策の普及 その他について

- (1) 当用漢字表をはじめとする一連の国語施策を定めたことについて、これを国民一般に周知させるために、内閣告示を制定し、これを行政機関に実施させるために、内閣訓令を発した。

当用漢字表 (昭和21. 11. 16 内閣訓令第 7 号
内閣告示第 32 号)

現代かなづかい (昭和21. 11. 16 内閣訓令第 8 号
内閣告示第 33 号)

当用漢字別表 (昭和23. 2. 16 内閣訓令第 1 号
内閣告示第 1 号)

当用漢字音訓表 (昭和23. 2. 16 内閣訓令第 2 号
内閣告示第 2 号)

当用漢字字体表 (昭和24. 4. 28 内閣訓令第 1 号
内閣告示第 1 号)

人名用漢字別表 (昭和26. 5. 25 内閣訓令第 1 号
内閣告示第 1 号)

送りがなのつけ方 (昭和34. 7. 11 内閣訓令第 1 号
内閣告示第 1 号)

- (2) その趣旨の普及については、訓令・告示において、それぞれ次のような基本方針が示されている。

ア 広く各方面にこの使用を勧めて、当用漢字表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。(当用漢字表)

イ 広く各方面にこの使用を勧めて、現代かなづかい制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。(現代かなづかい)

ウ 各官庁においては、この表を制定した趣旨を理解し、これに協力することを希望する。(当用漢字別表)

エ 広く各方面に、当用漢字音訓表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。(当用漢字音訓表)

オ 広く各方面にその使用を勧めて、当用漢字字体表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。(当用漢字字体表)

カ この趣旨が国民一般に徹底するように努めることを希望する。(人名用漢字別表)

- (1) ことばや文字の使い方は、本来各人の自由にまかすべきものであるから、国が国語表記の基準を定めて実施を勧めることは妥当でない。
- (2) 国が国語改善の案を示すことはさしつかえないとしても、訓令・告示などによって、これを国民に強制する処置をとるべきではない。
- (3) 訓令・告示などによって実施する前に、案の段階でこれを国民一般に公示し、その意見をじゅうぶんに反映する等の処置を講ずべきである。
- (4) 戦後とられた国語表記の諸施策は、ほぼ妥当であると認められるが、その国民一般への普及徹底を期するうえでの当局の努力は、必ずしもじゅうぶんではなかった。
- (5) 国語問題の根本的な解決のためには、国民の国語に対する認識と理解を深め、国民みずからの力によって、これをよりよくすることができるような処置を講ずべきである。また、特に、学校における国語教育を充実強化すべきである。

キ 広く各方面にその趣旨が徹底するように努めることを希望する。

(送りがなのつけ方)

- (3) 「公用文改善協議会」(昭和23.6～24.3)を内閣に設置し、まず、公用文から表記の平明化を図るために、次官会議の申し合わせその他の処置を行ない、また国語シリーズ、国語教育資料などの刊行、地区別公用文改善協議会および国語教育研究協議会の開催その他の方法によって、表記の基準が国民一般に普及するような処置を講じてきた。

